

国の第6期高齢者計画の策定基本指針の概要

(市町村計画に関する指針)

【基本的事項】

- 地域包括ケアシステムの基本的理念
- 認知症施策の推進
- 2025（平成37）年を見据えた地域包括ケアシステム構築に向けた目標
- 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり
- 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
- 介護サービス情報の公表
- 介護給付等に要する費用の適正化
- 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

【市町村介護保険事業計画に関する基本的事項】

- 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
- 2025（平成37）年度の推計及び第6期の目標
- 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 要介護者等地域の実態把握
- 日常生活圏域の設定
- 他の計画との関係

【市町村介護保険事業計画の基本的記載事項】

- 日常生活圏域
- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 各年度における地域支援事業の量の見込み

【市町村介護保険事業計画の任意記載事項】

- 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
 - ・在宅医療・介護連携の推進
 - ・認知症施策の推進
 - ・生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - ・高齢者の居住の安定に係る施策との連携
- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策
- 介護給付対象サービス、予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 市町村独自事業に関する事項
- 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項